

**綾瀬市保健福祉プラザにおける
自動販売機設置場所の貸付に係る入札案内書**

入札に参加するには事前申し込みが必要です。

受付期間 令和7年10月1日（水）～10月22日（水）
入札日時 令和7年10月28日（火）午後2時から
入札場所 綾瀬市保健福祉プラザ1階 多目的室

綾瀬市健康こども部医療健康課

目 次

自動販売機設置場所の貸付に係る入札案内書	2
入札参加申込書（様式 1）	1 2
誓約書（様式 2）	1 3
綾瀬市暴力団排除条例に係る誓約書（様式 3）	1 4
質問書（様式 4）	1 5
入札書（様式 5）	1 6
委任状（様式 6）	1 7
自動販売機設置場所の貸付に係る仕様書	1 8
公有財産賃貸借契約書（案）（様式 7）	2 2
売上報告書（様式 8）	2 8
災害対応型自動販売機の飲料水等の提供に関する協定書（案） （様式 9）	2 9

自動販売機設置場所の貸付に係る入札案内書

1 貸付物件

設置施設：綾瀬市保健福祉プラザ（綾瀬市深谷中4－7－10）

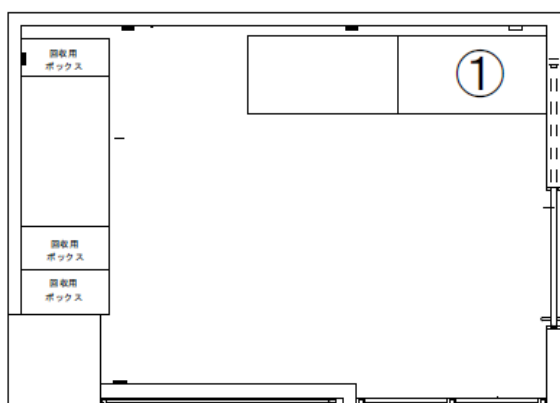
【入札番号1】平面図①

台数	寸法制限（幅×奥行×高さ） 単位：c m	最低貸付料 （税抜）	販売品目
1台	自動販売機120×70×300 容器回収ボックス70×50×100	28,704円／年	飲料 （缶・ペットボトル）
参考売上本数 （缶・ペットボトル）		令和4年度：4,948本（令和4年4月1日～令和5年3月31日） 令和5年度：4,640本（令和5年4月1日～令和6年3月31日） 令和6年度：3,257本（令和6年4月1日～令和7年3月31日）	

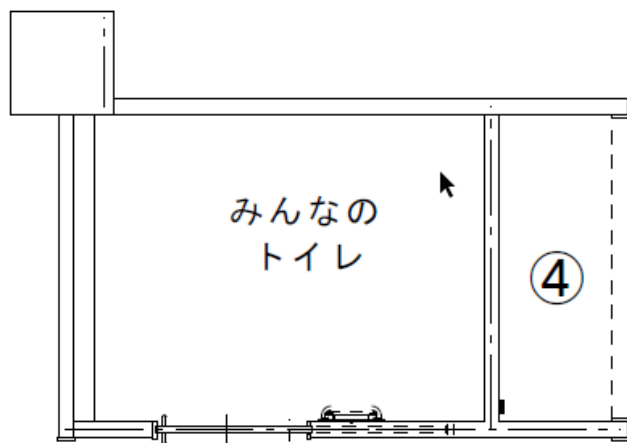
【入札番号2】平面図④

台数	寸法制限（幅×奥行×高さ） 単位：c m	最低貸付料 （税抜）	販売品目
1台	自動販売機120×70×300 容器回収ボックス70×50×100	28,704円／年	飲料 （缶・ペットボトル）
参考売上本数 （缶・ペットボトル）		令和3年10月～令和5年9月まで1階に設置 令和5年度：1,542本（令和5年4月1日～令和5年9月30日） 354本（令和5年10月1日～令和6年3月31日） 令和6年度：788本（令和6年4月1日～令和7年3月31日）	

【自動販売機設置場所平面図】



1 階平面図



2 階平面図

自販機用コンセント
 一般用コンセント

2 貸付期間

令和7年12月1日から令和10年11月30日まで（3年）

3 日程

項 目	日 程
受付期間	令和7年10月1日（水）から10月22日（水）まで ※土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで
入札日時・場所	令和7年10月28日（火）午後2時から 綾瀬市役所保健福祉プラザ1階 多目的室
契約の締結予定日	令和7年10月31日（金）

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 引き続き2年以上自動販売機事業を営んでいること（綾瀬市において、自動販売機の設置に関して行政財産の目的外使用許可を引き続き2年以上受けている場合も含む）。
- (3) 入札公告の日から落札決定までの間、綾瀬市から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法第17条の規定に基づく更正手続開始の申立てがなされていないもの又は民事再生法第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないものであること。
- (5) 次のアからオに該当しないこと。
 - ア 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号。以下「市条例」という。）第2条第2号に定める暴力団
 - イ 市条例第2条第4号に定める暴力団員等
 - ウ 市条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等
 - エ 市条例第2条第4号に定める暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
 - オ 神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者
- (6) 個人の場合は、綾瀬市に住所を有し、法人の場合は、神奈川県内に本店（主たる事務所）又は支店、営業所を有すること。

- (7) 国税及び住民登録地又は本店所在地における市税の未納がないこと。
- (8) 令和4年度から令和6年度の間、国（公社、公団を含む）、綾瀬市又は他の地方公共団体と種類（自動販売機設置場所の貸付契約、行政財産の目的外使用許可又は公園施設設置許可）を同じくする契約を1回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したもの。

5 契約上の主な条件

(1) 契約の内容

本件の貸付契約は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付となります。

(2) 貸付料

貸付料の総額は、落札額×1.10（消費税）×3（年）により算出した額とします（小数点以下は切捨て）。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正によって消費税等の額に変動が生じた場合は、落札額に相当額を加減して支払うことになります。綾瀬市が発行する納入通知書により、納付してください。

なお、納付額は年度ごととなり、納期限は当該年度の4月30日（納期限が金融機関休業日の場合は、金融機関の翌営業日）となります。ただし、令和7年度分の納期限は12月31日までとします。

(3) 設置機器の仕様

ア 貸付物件が自治体の公共施設内にあることを鑑み、省電力やノンフロン対応など、環境負荷を低減した自動販売機とすること。

イ ユニバーサルデザインの仕様を施した自動販売機とすること。

ウ 日本工業規格の据付基準や日本自動販売機工業会の自販機据付基準マニュアルを遵守し、転倒防止等の安全確保に努めること。

エ 入札番号1、2ともに、災害時に、飲料を無料で取り出すことができる災害ベンダーの機能を有するものとする。

(4) 設置条件

ア 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測用子メーター設置費用を含む。）、工事等の実施による移設費、維持管理等にかかる一切の費用は設置事業者の負担とすること。

イ 自動販売機及び容器回収ボックスの設置にあたっては、施設の躯体に負担がかからない方法により、転倒防止などの安全対策を講じること。

ウ 光熱水費は、事業者の負担とし、計測用子メーターを設置し、それによる実費を綾瀬市が発行する納入通知書により、毎月指定する納期限までに納付すること。

エ 販売品目は清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。

オ 一品目あたりの価格については、標準価格を上回る価格で販売しないこと。
また、販売品目について施設管理者と協議するものとする。

カ 設置日は原則として令和7年11月30日（日）の午後とし、設置が同日より遅れる場合は、速やかに相談・協議すること。ただし、設置日にかかわらず、賃料は12月1日（月）から発生することになりますので御了承ください。

※設置日時に関しては施設管理者と事前に十分調整すること。

(5) 維持管理

ア 商品の補充、金銭管理等の維持管理については、設置事業者が責任をもって行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、販売する飲料容器の種類に応じた容器回収ボックスを設置し、設置事業者の責任において適切に回収・リサイクルを行うこと。

※入札番号1は、回収ボックスが他社の回収ボックスと混在することになります。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅延なく手続きを行うこと。

エ 自動販売機の設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。

オ 自動販売機設置に伴う事故については、綾瀬市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負うこと。

カ 自動販売機に係る盗難事故や破損事故については、綾瀬市の責によることが明らかな場合を除き、綾瀬市は一切の責を負わないこととする。また、設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担によりすみやかに復旧すること。

キ 自動販売機の故障及び問い合わせについては、自動販売機の見やすい場所へ

連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

ク 自動販売機設置に起因する施設内清掃、美化、故障等のトラブル等の対応については、施設管理者と協議すること。

ケ 事業者は、半期ごとの売上数及び売上額を、翌月末日までに売上報告書（様式8）により報告すること。

(6) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了したとき、又は契約が解除されたときは、綾瀬市が指定する日までに速やかに原状回復すること。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を綾瀬市に請求することができない。

6 入札申込手続き

(1) 申込受付期間

令和7年10月1日（水）から令和7年10月22日（水）まで

※土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

綾瀬市深谷中4丁目7番10号 綾瀬市保健福祉プラザ 医療健康課

※直接書類を持参してください。郵送による受付は行いません。

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 綾瀬市暴力団排除条例に係る誓約書（様式3）

エ 証明書 ※発行後3か月以内のものとします。

個人の場合：印鑑登録証明書、身分証明書

法人の場合：印鑑証明書、登記事項証明書（現在事項証明書又は代表者事項証明書）

オ 納税証明書 ※発行後3か月以内、最新年分のものとします。

個人の場合：国税（申告所得税、消費税・地方消費税）、住民登録地の市税（市県民税）の納税証明書

法人の場合：国税（法人税、消費税・地方消費税）、本店（主たる事務所）所在地の市税（法人市民税）の納税証明書

※非課税の税目がある場合は、非課税証明書を提出してください。

カ 令和4年度から令和6年度の間に国（公社、公団を含む）、綾瀬市又は他の地方公共団体と種類を同じくする契約（自動販売機設置場所の貸付契約、行政財産の目的外使用許可又は公園施設設置許可）を1回以上にわたって締結したことの証明。

※貸付契約書、行政財産の目的外使用許可書又は 公園施設設置（管理）許可書の写しでこの証明とすることができるものとします。

※綾瀬市の指名競争入札参加資格者名簿に登載されている場合は、提出の必要はありません。

キ 設置を予定している自動販売機の仕様がわかる書類（カタログ可）

(4) 質問書及び回答について

ア 質問期間

令和7年10月2日（木）から令和7年10月9日（木）まで

イ 質問提出方法

質問書（様式4）をFAXで提出のうえ、必ずFAXを送信した旨の電話連絡をしてください。

TEL：0467-55-8161（直通）

FAX：0467-77-1134（直通）

ウ 回答期限

令和7年10月14日（火）に入札参加者全者にFAXで回答します。

(5) 入札参加申込受付書の交付

入札の参加申込みは、原則として必要書類を提出された日に書類審査のうえ受付を行います。受付が済みますとその場で「入札参加申込書」の写に受付印を押したものを交付いたします。これが入札参加申込受付書になりますので、入札当日に必ずお持ちください。

7 入札

(1) 入札及び開札の日時

令和7年10月28日（火）午後2時から

(2) 入札及び開札の場所

綾瀬市保健福祉プラザ1階 多目的室

(3) 入札に当たっての注意事項

ア 定刻までに参集しないときは、棄権とみなします。

イ 入札書に記載する金額は、1年間の貸付料の金額（消費税を加算しない金額）を記入してください。

ウ 入札書には、入札金額のほか指定事項を記載し、記名押印してください。

※1回目の入札が不調の場合は2回目の入札を行ないますので、押印した入札書は2部用意してください。

※押印を省略する場合は、入札書の責任者連絡先欄に必要事項を記載してください。

エ 入札書の記載事項について訂正したときは、訂正印を押印してください。

※金額は訂正することができません。金額を訂正する場合は、新しい入札書に記載し直してください。

オ 提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回をすることはできません。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当すると認めた入札は、無効とします。

ア 入札を行う資格のない者が入札したもの

イ 委任状を持参しない代理人の入札

※代理人が入札をする場合は、委任状（様式6）の提出が必要となります。

ウ 入札書に記名及び押印（責任者連絡先欄に必要事項の記載があるものを除く）のない入札

エ 入札書記載の金額、氏名、その他入札要件の記載が確認できない入札

オ 同一事項の入札に対して、2通以上の入札書を提出した入札

カ 他人の代理を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札

キ 最低貸付料より低い金額の入札

ク 不正な行為のあった入札

ケ その他、担当職員が特に指定した事項に違反したもの

(5) 入札の辞退

ア 入札参加者は入札が完了するまでの間、いつでも入札を辞退することができます。

イ 入札参加者が入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申し出てください。

- ・入札執行前にあつては、入札辞退届を直接持参又は郵送（入札日の前日まで
に到着するものに限る）してください。
- ・入札執行中にあつては、その旨を明記した入札書を入札執行する者に直接提出
してください。

※入札辞退届を提出したことにより、以後の入札等に不利益な取扱いを受ける
ことはありません。

(6) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由があるとき又は入札者に不正があると認めるとき
は、入札期日を延期し、入札を拒み、又は入札を中止することがあります。

(7) 入札時に持参する書類

ア 入札参加申込受付書（様式1「入札参加申込書」の写に受付印を押印したも
の）

イ 委任状（様式6）

※代理人が参加する場合のみ必要です。

ウ 入札書（様式5） 2部

エ 印鑑（入札者又は代理人のもの）

(8) 入札保証金

免除

8 落札

- (1) 有効な入札により、最高金額で入札した者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき価格で入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札
者を決定します。
- (3) 同フロア内で同メーカーの自動販売機設置を避けるため、1階の入札について、
現在設置業者のコカ・コーラボトラーズジャパン（株）は落札業者となることは
できません。ただし、入札参加者が1者であった場合は、この限りではありません。

9 契約の締結

- (1) 落札者と綾瀬市は、公有財産賃貸借契約書（様式7）により契約を締結します。
なお、契約予定日は令和7年10月31日（金）とします。

- (2) 契約の締結及び履行に関する費用については、落札者の負担となります。
- (3) 契約金額は、落札価格×1.10（消費税）×3（年）（小数点以下は切捨て）により算出した額とします。
- (4) 契約保証金 免除
- (5) 契約期間中に会社の名称変更、合併などがあつた場合も、契約内容を引き継ぐものとします。

10 入札結果の公表

入札の結果については、その内容（貸付物件、落札金額、落札者）を綾瀬市ホームページにて公表します。

11 その他

- (1) 事情により予告なく入札を変更し、又は取り止める場合があります。
- (2) 本入札案内書に定めるもののほか、地方自治法、同施行令、綾瀬市公有財産規則、同契約規則、その他関係法令等の定めるところによります。

12 問い合わせ先

〒252-1107

神奈川県綾瀬市深谷中4丁目7番10号

綾瀬市健康こども部医療健康課

電話 0467-55-8161（直通）

13 自動販売機位置図

自動販売機位置図は、物件概要を把握するための参考資料ですので、現地の状況については、必ずご自身で調査・確認の上、お申込みください。なお、位置図と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

様式 1

入札参加申込書

令和 年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

申込人 住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名

印

綾瀬市保健福祉プラザにおける自動販売機設置場所の貸付に係る入札案内書の内容を承知の上、次の貸付物件の一般競争入札に参加したいので、必要書類を添えて入札参加を申込みます。

また、綾瀬市のホームページに落札金額及び落札者を掲載することに同意します。

■入札参加物件に○を付けてください。

入札番号	設置場所	入札参加
1	1 階 平面図① (缶・ペットボトル)	
2	2 階 平面図④ (缶・ペットボトル)	

■添付書類 (提出する書類に○を付けてください)

- () 誓約書 (様式 2)
- () 綾瀬市暴力団排除条例に係る誓約書 (様式 3)
- () 印鑑登録証明書 (個人)
- () 身分証明書 (個人)
- () 印鑑証明書 (法人)
- () 登記事項証明書等 (法人)
- () 納税証明書 (非課税の場合は非課税証明書)
- () 自動販売機設置等の実績を証する書類
- () 自動販売機の仕様がわかる書類

担当者氏名	電話・FAX番号	
	メールアドレス	

様式 2

誓 約 書

令和 年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

誓約者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
	代表者名	印

綾瀬市保健福祉プラザにおける自動販売機設置場所の貸付に係る一般競争入札の参加申込みにあたり、次の事項について誓約します。

記

- 1 現在、地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当していません。
- 2 会社更生法第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てはされていません。
- 3 設置場所の状況、入札案内書及び仕様書の内容を承知のうえで参加します。

以上

綾瀬市暴力団排除条例に係る誓約書

令和 年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

誓約者 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者名 印

綾瀬市保健福祉プラザにおける自動販売機設置場所の貸付に係る一般競争入札の参加申込みにあたり、次の事項について誓約します。

記

- 1 誓約者（法人の場合、法人及び役員）は、次の各号に掲げる者には該当しません。
 - (1) 綾瀬市暴力団排除条例（平成 23 年綾瀬市条例第 9 号。以下「市条例」という。）第 2 条第 2 号に定める暴力団
 - (2) 市条例第 2 条第 4 号に定める暴力団員等
 - (3) 市条例第 2 条第 5 号に定める暴力団経営支配法人等
 - (4) 市条例第 2 条第 4 号に定める暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
 - (5) 神奈川県暴力団排除条例第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者
- 2 上記 1 に該当する者でないことを確認するため、綾瀬市から氏名（法人の場合は役員）、住所、生年月日、性別等の情報提供を求められたときには、それらの情報を証明する公的書類（住民票等）を添付の上、速やかに書面により提出します。

また、綾瀬市がそれらの情報を神奈川県警察本部長に照会することについて同意します。

以上

様式 4

質 問 書

令和 年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

質問者 住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名

印

件 名	綾瀬市保健福祉プラザにおける自動販売機設置場所の貸付に係る 一般競争入札
質 問 内 容	

※入札参加者全者にFAXで回答します。なお、質問者の氏名等は公表しません。

入 札 書

令和 年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

申込人 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者名 印
代理人 印

次の金額で借り受けしたいので、関係書類を熟読の上、綾瀬市契約規則を遵守し入札します。

件名：綾瀬市保健福祉プラザにおける自動販売機設置場所の貸付に係る一般競争入札

入札 番号	物件名称	入札金額						
			百万			千		円
1	1 階平面図① (缶・ペットボトル)							
2	2 階平面図④ (缶・ペットボトル)							

- (注) 1 算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」又は「金」を記入してください。
2 記載する金額は、1 年間の貸付料の金額で、消費税を加算しない金額を記入してください。
3 代理人による入札の場合は、委任状に押印した印鑑と同じ印鑑を使用してください。

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。
(連絡先は、2 以上記載すること)
本件責任者
商号又は名称

部署名

担当者氏名

連絡先①

連絡先②

様式 6

委 任 状

令和 年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

委任者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	
	代表者名	印

私は、次の者を代理人と定め、綾瀬市保健福祉プラザにおける自動販売機設置場所の貸付に係る一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

(代理人)

氏 名	印
-----	---

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。
(連絡先は、2 以上記載すること)

本件責任者

商号又は名称

部署名

担当者氏名

連絡先①

連絡先②

自動販売機設置場所の貸付に係る仕様書

1 貸付物件

設置施設：綾瀬市保健福祉プラザ（綾瀬市深谷中4－7－10）

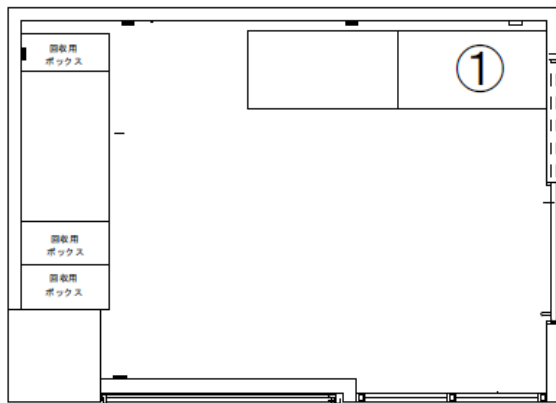
【入札番号1】平面図①

台数	寸法制限（幅×奥行×高さ） 単位：c m	最低貸付料 （税抜）	販売品目
1台	自動販売機120×70×300 容器回収ボックス70×50×100	28,704円／年	飲料 （缶・ペットボトル）
参考売上本数 （缶・ペットボトル）		令和4年度：4,948本（令和4年4月1日～令和5年3月31日） 令和5年度：4,640本（令和5年4月1日～令和6年3月31日） 令和6年度：3,257本（令和6年4月1日～令和7年3月31日）	

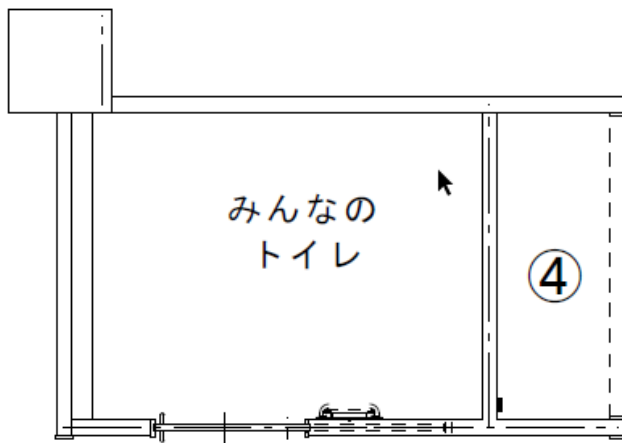
【入札番号2】平面図④

台数	寸法制限（幅×奥行×高さ） 単位：c m	最低貸付料 （税抜）	販売品目
1台	自動販売機120×70×300 容器回収ボックス70×50×100	28,704円／年	飲料 （缶・ペットボトル）
参考売上本数 （缶・ペットボトル）		令和3年10月～令和5年9月まで1階に設置 令和5年度：1,542本（令和5年4月1日～令和5年9月30日） 354本（令和5年10月1日～令和6年3月31日） 令和6年度：788本（令和6年4月1日～令和7年3月31日）	

【自動販売機平面図】



1 階平面図



2 階平面図

■ 自販機用コンセント
□ 一般用コンセント

2 貸付期間

令和7年12月1日から令和10年11月30日まで（3年）

3 設置機器の仕様

- (1) 貸付物件が自治体の公共施設内にあることを鑑み、省電力やノンフロン対応など、環境負荷を低減した自動販売機とすること。
- (2) ユニバーサルデザインの仕様を施した自動販売機とすること。
- (3) 日本工業規格の据付基準や日本自動販売機工業会の自販機据付基準マニュアルを遵守し、転倒防止等の安全確保に努めること。
- (4) 入札番号1、2ともに、災害時に、飲料を無料で取り出すことができる災害ベンダーの機能を有するものとする。

4 設置条件

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測用子メーター設置費用を含む。）、工事等の実施による移設費、維持管理等にかかる一切の費用は設置事業者の負担とすること。
- (2) 自動販売機及び容器回収ボックスの設置にあたっては、施設の躯体に負担がかからない方法により、転倒防止などの安全対策を講じること。
- (3) 光熱水費は、設置事業者の負担とし、計測用子メーターを設置し、それによる実費を綾瀬市が発行する納入通知書により、毎月指定する納期限までに納付すること。
- (4) 販売品目は清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。
- (5) 一品目あたりの価格については、標準価格を上回る価格で販売しないこと。また、販売品目について施設管理者と協議するものとする。
- (6) 設置日は原則として令和7年11月30日（日）の午後とし、設置が同日より遅れる場合は、速やかに相談・協議すること。ただし、設置日にかかわらず、賃料は12月1日（月）から発生することになりますので御了承ください。

※設置日時に関しては施設管理者と事前に十分調整すること。

5 維持管理

- (1) 商品の補充、金銭管理等の維持管理については、設置事業者が責任をもって行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料容器の種類に応じた容器回収ボックスを設置し、設置事業者の責任において適切に回収・リサイクルを行うこと。
※入札番号1は、回収ボックスが他社の回収ボックスと混在することになります。
- (3) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅延なく手続きを行うこと。
自動販売機の設置するに当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- (4) 自動販売機設置に伴う事故については、綾瀬市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負うこと。
- (5) 自動販売機に係る盗難事故や破損事故については、綾瀬市の責によることが明

らかな場合を除き、綾瀬市は一切の責を負わないこととする。また、設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担によりすみやかに復旧すること。

(6) 自動販売機の故障及び問い合わせについては、自動販売機の見やすい場所へ連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(7) 自動販売機設置に起因する施設内清掃、美化、故障等のトラブル等の対応については、施設管理者と協議すること。

(8) 設置事業者は、半期ごとの売上数及び売上額を、翌月末日までに売上報告書（様式８）により報告すること。

6 その他

設置事業者は、契約期間が満了したとき、又は契約が解除されたときは、綾瀬市が指定する日までに速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を綾瀬市に請求することができない。

様式 7

公有財産賃貸借契約書（案）

綾瀬市（以下「貸付人」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「借受人」という。）とは、次の条項により公有財産の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

- 第 1 条 貸付人及び借受人は、信義を重んじ、誠実に本件契約を履行しなければならない。
- 2 借受人は、貸付物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（目的）

- 第 2 条 借受人は、貸付人が所有する公有財産の一部場所を、自動販売機の設置を目的として借り受け、その貸付契約により発生した貸付料を、貸付人に支払うものとする。
- 2 借受人は、前項の目的を変更してはならない。
- 3 借受人は、貸付物件を第 1 項の用途に供するにあたっては、別紙仕様書に記載の内容を遵守しなければならない。

（貸付物件）

第 3 条 貸付物件は次のとおりとする。

設置施設	綾瀬市保健福祉プラザ	所在地	綾瀬市深谷中 4 丁目 7 番 1 0 号
設置場所	〇階	貸付面積	1 m ²
設置台数	自動販売機 〇台		

（貸付期間）

第 4 条 貸付の契約期間は、令和 7 年 1 2 月 1 日から令和 1 0 年 1 1 月 3 0 日までとする。

（貸付料）

- 第 5 条 期間内の貸付料は、金 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。
- 2 借受人は、前項に定める貸付料を、次のとおり、貸付人の発行する納入通知書に

より納付しなければならない。

年 度	納 付 金 額	納 入 期 限
令和 7 年度 (令和 7 年 1 2 月～令和 8 年 3 月分)	〇〇〇〇円	〇年〇月〇日
令和 8 年度 (令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月分)	〇〇〇〇円	〇年〇月〇日
令和 9 年度 (令和 9 年 4 月～令和 1 0 年 3 月分)	〇〇〇〇円	〇年〇月〇日
令和 1 0 年度 (令和 1 0 年 4 月～令和 1 0 年 1 1 月分)	〇〇〇〇円	〇年〇月〇日

(電気料金の支払い)

第 6 条 借受人は、本契約に基づき設置した自動販売機に電気の使用量を計測する子メーターを、借受人の負担により設置するものとする。

2 貸付人は、本件自動販売機が設置された施設全体の電気使用量及び使用料金を基に、子メーターが表示する使用量から按分した使用料金を算出し、借受人に請求するものとする。

3 借受人は、前項により算出された電気使用料金を、貸付人が発行した納入通知書により、指定する期日までに納付しなければならない。

(延滞金)

第 7 条 借受人は、前 2 条に定める納入期限までに貸付料及び電気料（以下「貸付料等」という。）を納入しなかったときは、納入期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、綾瀬市諸収入金に対する延滞金徴収条例（昭和 6 3 年綾瀬市条例第 5 号）の定めるところにより、延滞金を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第 8 条 借受人は、本契約締結後、貸付物件に数量の不足その他の契約の内容に適合しないものを発見しても、貸付料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。

(維持保全義務)

第 9 条 借受人は、貸付物件を、善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

2 借受人は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を報告しなければならない。

(維持修繕)

第10条 貸付人は、貸付物件の維持補修の責を負わない。

2 貸付物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、すべて借受人の負担とする。

(転貸等の禁止)

第11条 借受人は、貸付人の承認を得ないで貸付物件の賃借権を第三者に譲渡し、若しくは貸付物件を転貸し、又は貸付物件の使用目的を変更してはならない。

(実地調査等)

第12条 貸付人は、必要と認めるときは、貸付物件を調査し、又は借受人に報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。この場合において、借受人は、その調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約の解除)

第13条 貸付人は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができるものとし、このために借受人に損害が生じても、貸付人は、その責を負わないものとする。

- (1) 借受人が、本契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 手形・小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
- (3) 差押・仮差押・仮処分、競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
- (4) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。
- (5) 貸付人の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (6) 借受人の信用が著しく失墜したと貸付人が認めたとき。
- (7) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
- (8) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、貸付人が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
- (9) 貸付物件及び貸付物件が所在する施設の行政財産としての用途又は目的を借受人が妨げると貸付人が認めたとき。
- (10) 貸付料その他の債務の支払いを納入期限から3か月以上怠ったとき。
- (11) その他前各号に準ずる事由により、貸付人が契約を継続しがたいと認めたとき。

- 2 貸付人は、公用、公共用又は公益事業の用に供するため貸付物件を必要とするときは、この契約を解除することができる。

(暴力団等排除に係る解除)

第14条 貸付人は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により借受人に損害が生じても、貸付人はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 借受人が個人である場合には、その者が、綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号。以下本条において「条例」という。）第2条第3号に定める暴力団員又は第4号に定める暴力団員等（以下本条及び次条において「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は法人等（法人又は団体をいう。）が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められるとき。
- (2) 借受人が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下本条において「県条例」という。）第23条第1項に違反したと認められるとき。
- (3) 借受人が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
- (4) 借受人又は役員等（借受人が個人である場合にはその者を、借受人が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）、支店又は営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

- 2 前項の規定により、貸付人が契約を解除した場合においては、借受人は、契約金額の100分の10に相当する額を貸付人に違約金として、貸付人の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第15条 借受人は、契約の履行に当たって、暴力団員等から不当に介入を受けた場合は、遅滞なく貸付人に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 借受人は、暴力団員等から不当に介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、貸付人と履行期限に関する協議を行わなければならない。
- 3 借受人は、暴力団又は暴力団員等からの不当な介入による被害を受けた場合は、

その旨を直ちに貸付人に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(違約金)

第16条 借受人は、第4条に規定する契約期間中に、第2条及び第11条に定める義務に違反したときは、第5条に規定する貸付料の総額の100分の10に相当する額を違約金として、貸付人に支払わなければならない。

2 前項に規定する違約金は、違約罰であって、第19条に定める損害賠償の予定又はその一部とはしない。

(相殺)

第17条 借受人が、違約金その他借受人の負担する金額を支払わない場合は、貸付料その他一切の債務と相殺することができる。

(貸付料の清算)

第18条 貸付人は、本契約が第13条第1項の規定により貸付期間の途中で解除された場合において、その原因が借受人の責めに帰することができない事由によるものであると貸付人が認めた場合のほかは、既納の貸付料のうち未経過期間に係る部分について、これを借受人に対して返還しない。

2 貸付人は、第13条第2項の規定により、本契約が解除されたときは、既納の貸付料のうち、借受人が貸付物件を貸付人に返還した日以降の未経過期間の貸付料を日割計算により返還する。

(損害賠償等)

第19条 借受人は、この契約に定める義務を履行しないために、貸付人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費の請求権の放棄)

第20条 借受人は、第4条に規定する契約期間が満了したとき、又は第13条の規定により契約が解除されたときにおいて、貸付物件に投じた有益費、必要費その他の費用があってもこれを貸付人に請求することができない。

(契約の費用)

第21条 この契約及び履行に関して必要な費用は、すべて借受人の負担とする。

(疑義等の決定)

第22条 この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、貸付人、借受人協議のうえ、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第 2 3 条 この契約に関する訴の管轄は、綾瀬市の所在地を管轄区域とする横浜地方裁判所とする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、貸付人、借受人それぞれ 1 通を保管する。

令和 7 年 月 日

貸付人	住 所	綾瀬市早川 5 5 0 番地	
	名 称	綾瀬市	
	氏 名	綾瀬市長 橘 川 佳 彦	印

借受人	住 所		
	名 称		
	氏 名		印

様式 8

売 上 報 告 書

令和 年 月 日

(宛先) 医療健康課長

住所
氏名又は名称
代表者 ㊟

自動販売機の売り上げ実績について、次のとおり報告します。

- 1 期 間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
2 設置施設 綾瀬市保健福祉プラザ
3 売 上 額

N0	販売品目	設置場所	売上本数	売上額	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

災害対応型自動販売機の飲料水等の提供に関する協定書（案）

綾瀬市（以下「貸付人」という。）と〇〇〇〇（以下「借受人」という。）が令和〇〇年〇〇月〇〇日に締結した公有財産賃貸借契約の災害対応型自動販売機（以下「自販機」という。）の飲料水等の提供に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、綾瀬市の区域内において地震等の大規模災害が発生した場合において、借受人が飲料水等を優先的に貸付人に提供することにより災害時緊急対応に寄与することを目的とする。

（飲料水等の提供）

第 2 条 借受人は、貸付人の行政区域内において地震その他の災害により重大な被害が発生し、貸付人の災害対策本部が設置され、その本部から飲料水等の提供について要請があったときは、自動販売機内の在庫商品が無償提供するものとする。

2 借受人は、前項の要請を受けたときは、自販機内の飲料水等を優先的に提供するものとする。

（自販機による飲料水等の提供方法）

第 3 条 借受人は、自販機の設置場所において重大な被害が発生したときは、貸付人が前条の規定による飲料水等の提供を受けるための自販機の操作をすることを承諾するものとする。

2 貸付人は、前項の承諾があったときは、自販機の操作を行うことができるものとし、前項の承諾があったとき以外にこの操作をしてはならない。

（経費の負担）

第 4 条 災害発生時における自販機の飲料水等の提供に要する費用は、借受人が負担するものとする。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、貸付人と借受人が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、令和7年12月1日から令和10年11月30日までとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

貸付人	住 所	綾瀬市早川550番地	
	名 称	綾瀬市	
	氏 名	綾瀬市長 橘 川 佳 彦	印

借受人	住 所		
	名 称		
	氏 名		印